

尾張旭市企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方創生及び持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号の規定に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施の財源として、本市を応援しようとする法人から寄附を募る「尾張旭市企業版ふるさと納税」について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、本市が内閣総理大臣から認定を受けた第3期尾張旭市まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げる第3期尾張旭市まち・ひと・しごと創生推進事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 市の区域内に主たる事務所又は事業所が所在していない法人であり、かつ、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第36号に規定する青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施を目的とする、寄附対象法人からの10万円以上の寄附金をいう。

(寄附の申出)

第3条 寄附対象法人は、寄附の申出を行おうとするときは、尾張旭市企業版ふるさと納税寄附申出書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(寄附金の受領等)

第4条 市長は、寄附対象事業の事業費の確定後に事業費の範囲内で、前条の寄附申出書を提出した寄附対象法人から寄附を受けたときは、当該法人に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条の規定により、当該寄附の金額及びその受領した年月日を証する寄附受領証（第2号様式）を交付するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、寄附対象事業の事業費の確定前に、寄附対象法人から寄附を受けたときは、当該事業費が確定した後に、当該法人に対し、事業費確定通知書（第3号様式）を交付するものとする。
- 3 市長は、次に掲げる場合においては、寄附金の受入れを拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。
 - (1) 寄附金の受入れが公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。
 - (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(公表)

第5条 市長は、寄附の内容等について、市ホームページへの掲載その他適当な方法により公表するものとする。ただし、寄附を行った法人の了承が得られない場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。